

国内経済要録

◇公社債流通金融の実施

本行は11月19日、公社債市場育成のためかねてから検討中の公社債流通金融に関する基本方針を決定した。その大綱は次のとおり。

現行の日証金を通ずる事業債引受けに伴う一時的所要資金のみならず、公社債流通に必要な資金についても、市場等の状況いかんによりその一部を供給する。

限度……現行の日証金を通ずる「引受け金融」の限度(50億円)は撤廃し、とくに新たな限度は設けない。
対象債券……現在の事業債から国債、政保債、地方債、金融債に拡大(発行後1年未満の国債ならびに割引金融債を除く)。

なお、今回の措置は、市場正常化に至るまでの過渡的な措置としての基本方針を決めたもので、具体的な実施の時期などについては、その時々々の情勢等を勘案のうえ決定することとなった。

◇政府ならびに全国銀行協会連合会等の年末中小企業金融対策

政府は11月8日、年末を中心とした43年度下期の中小企業金融対策として、国民金融公庫、中小企業金融公庫および商工組合中央金庫の融資枠を1,165億円増枠することを決定した(前年度追加枠1,060億円)。本措置に伴う原資は、上記3機関の自己資金405億円のほか、資金運用部融資760億円が予定されている。

一方、全国銀行協会連合会でも同日、年末中小企業金融対策として、第3四半期中の全国銀行の中小企業向け貸出増加目標額を5,300億円(前年目標額4,800億円)とすることを決定した。また、全国相互銀行協会、全国信用金庫協会でも、中小企業の年末金融対策として、第3四半期中の貸出増加目標額を、相互銀行については3,100億円(前年目標額2,800億円)、信用金庫については3,600億円(同3,300億円)とすることをそれぞれ決定した。

◇日本相互銀行の普通銀行転換について

日本相互銀行はかねてから普通銀行への転換を図るべく準備を進めていたが、大蔵省は10月3日付けをもってこれを内認可した。同行の普銀転換要項は次のとおり。

種類 普通銀行
商号 株式会社 太陽銀行
業務 銀行法および貯蓄銀行法に基づく業務

転換日 昭和43年12月1日

なお、同行は10月7日、東京銀行協会に対し太陽銀行としての加盟を正式に申し入れ、同協会は10月15日これを承認した。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引上げに伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

	変更前	11月9日以降
全期間	5.5%	5.625%

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーザンス金利(3か月ものおよび4か月もの)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	11月11日以降
信用状つき	8.5%	8.625%
信用状なし	8.75%	8.875%

◇食糧制度の改善に関する財政制度審議会の報告

財政制度審議会は11月21日、同会第1部会が作成した「食糧管理制度の改善についての報告」を了承した。同報告の概要は次のとおり。

1. 米管理制度の将来のあり方——間接統制制度への移行

今後、自由流通を原則とし、市場の調整機能によって、価格および需給の調整を行なうとともに、政府は、間接的統制によってその調整過程の安定化を図る必要がある。

その場合、政府は、正常な状態の下で市場において成立する需給均衡価格を基準的な価格とし、短期的な需給変動に対処して市価を一定の幅のなかに維持するため、市場において米の買入れまたは売渡しを行なうこととする。

その際、政府は価格安定操作の必要上、内地米について需給操作に必要な米の保有を行なうとともに、米の輸出入の管理を行なうものとし、あわせて、総合的な農業政策によって米の基本的な需給均衡の維持を図ることが必要である。

このような間接統制への移行は、今日の米の管理制度

に対する大きな変革となるものであるから、その準備段階として、当面次のような方向において、すみやかに以下に述べるような改善措置を採るべきである。

- (1) 米の需給の均衡を回復すること。
- (2) 米価については、需給を反映した適正な水準とするとともに、生産者米価と消費者米価の関係を正常化すること。
- (3) 米の自由流通機構を整備して、市場の価格決定機能を育成すること。

2. 当面採るべき改善措置

米の需給均衡を回復するためには、米の生産を抑制することがなによりも急務である。この方法としては、価格の面において生産者米価を抑制するとともに、数量の面において直接米の生産の減少を図ることおよび政府買入量を調整することが考えられる。

次に、今後の間接統制への移行の方向に即して、配給制度は逐次廃止することをめどに改善を加え、また、食管会計に対する財政負担の軽減を図るため、食管制度の運営を合理化して、経費の節減を図る必要がある。

(1) 生産者米価の抑制

米価に対する当面の措置としては、現在の米価水準を、需給を反映した適正な価格に移行させることが第1に必要である。

生産者米価は、消費者米価から適正に算定した流通経費(集荷、輸送、保管、販売等に必要経費)を控除した金額をめどとして、引下げを図るべきである。

その際、生産者米価の抑制に伴う、食管会計に対する財政負担の軽減の度合いに応じて、需給の改善に資するため、米の他作物への転換を行なう者に対する助成、長期低利資金の活用などの措置を講ずる必要があると考えられる。

次に、このようにして定められた米価が需給調整機能を発揮するよう、米の作付け前に生産者に翌年の米生産についての正しい指針を与えるためにも、また、年度途中の補正原因を除去して財政硬直化の打開を図るためにも、翌年の米価は予算編成に当たってこれを確定しておくことが必要である。

(2) 米の生産の抑制と政府買入れの調整

イ. 生産の抑制

作付面積の直接的な統制は困難であるので、米作か

ら他の作物への転換を奨励し、あるいは農地の他の必要な用途への転用を円滑化するなどの方法によらざるをえない。

これとともに、新規開田や畑作から水田への転換を厳に抑制するため、土地基盤整備、構造改善、農林漁業金融公庫資金の融資などの面においても、思い切った措置を講ずべきである。

ロ. 米の政府買入れ量の調整

米の生産を間接的に抑制する方途として、米の政府買入れ数量を調整する方法が有効である。たとえば、消費者の選好に合った良質の米で高く売れるものは、自由に直接、米販売業者または消費者に売却できるよう政府と生産者団体とが協議し、政府に売り渡すべき米と自由米の数量を協定によって取り決めるという方法は有効であると認められる。

(3) 米の消費の拡大

米の需要の増大を図るため、政府は、学校給食等への米の使用、主食用以外の米の用途の開発、輸出の可能性等について検討すべきである。

他面、小麦の政府売渡価格が米に比べて著しく安くなっているという不均衡を是正するため、小麦の売渡価格を引き上げることによって、間接的に米の消費を促進することも検討を要しよう。

(4) 配給制度の改善

米の自由流通を認める以上、配給制度は逐次撤廃する方向で、さしあたり極力自由化すべきである。

また、米販売業者の登録を自由化し、消費者は、その選択に応じてどこでも自由に米を購入できることとする必要がある。

消費者米価については、物価統制令による価格統制を廃止して、品質、銘柄に応じた価格形成を行なわせることとし、さらに、このような末端で形成された価格差を政府売渡価格に反映させるため、政府の米の売渡しについては、たとえば入札制度の採用を検討すべきである。

(5) 食管制度の運用の合理化

財政負担の軽減を図るため、食管会計における米の買入れ、保管、輸送および販売の面において極力経費の節減に努力する必要がある。